

2019年10月30日

株主各位

東京都品川区広町1丁目4番22号  
株式会社寺岡製作所  
代表取締役社長 辻 賢一

## 中間配当についてのお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2019年10月30日開催の当社取締役会において、第110期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の中間配当につき、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせ申し上げます。

敬具

### 記

当社定款の規定に基づき、2019年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| 1. 中間配当金          | 1株につき 5円      |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 2019年12月2日（月） |

以上

## 中間配当金決議通知文書（はがき）の郵送廃止のお知らせ

当社の中間配当に関する取締役会決議のお知らせにつきましては、昨年までは、株主の皆さまに「中間配当金支払に関する取締役会決議ご通知」と題した文書（はがき）をお送りすることにより行ってまいりましたが、本年より、同文書（はがき）の郵送を廃止させていただきますこといたしました。

今後は、同文書（はがき）に代えて、当社ホームページ（<https://www.teraokatape.co.jp/>）への掲載にてご案内させていただきますので、何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。